

都市における自動二輪車等駐車場の現状等について

伊藤久雄（NPO法人まちぽっとスタッフ）

国土交通省は自治体に対して、一定規模以上の建築物の新築や増築の際に自動二輪車駐車場の設置を義務付ける条例の制定や、自動車駐車場のみならず自転車駐車場で自動二輪車の柔軟な受入れの要請、優良事例の横展開などの技術的助言、自動二輪車駐車場整備への財政的な支援等により、地域の実情に応じた自動二輪車の駐車施設の確保を推進している。

本稿では、国土交通省の取組みの現状と条例制定の現状を国土交通省の資料のよって概観し、合わせて今後の課題を考えるものである。

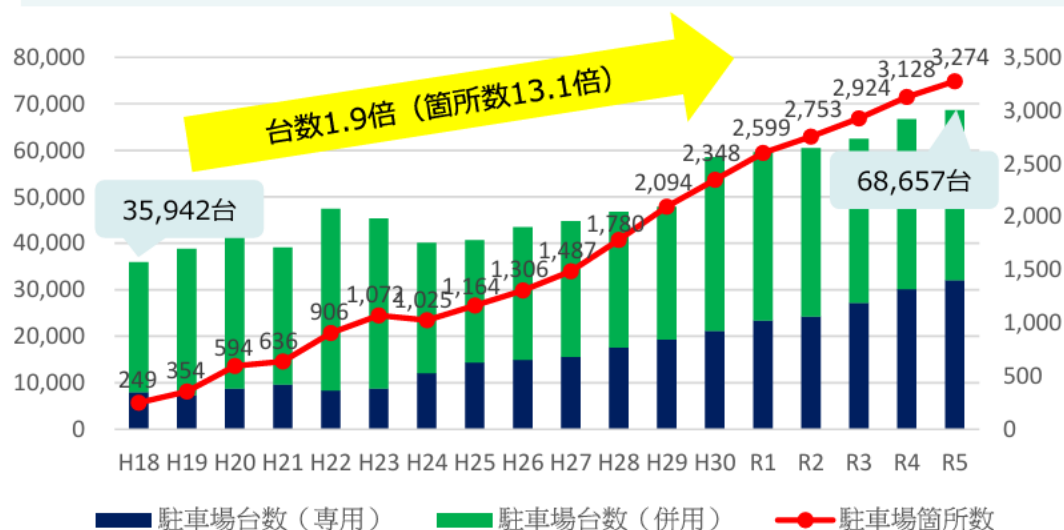
1. 国土交通省の取組みの現状

(1) 駐車場法に基づく対応

- 総合的かつ計画的な駐車場整備の推進
(駐車場整備地区の決定、駐車場整備計画の策定)
平成18年の駐車場法改正により、駐車場法の対象に自動二輪車を追加
駐車場整備計画に基づき計画的な駐車場整備を図っていく対象に自動二輪車を追加
- 附置義務条例の制定推進（附置義務条例制定：11団体）
建築物の新築等の場合に、地方公共団体が条例により、自動二輪車駐車施設の附置の義務づけが可能

【参考】駐車場法改正（H18）後の自動二輪車駐車場整備状況

※ 自転車等駐車場で受入や届出対象外駐車場（一定規模以下）は含まない



(2) 地方公共団体への技術的助言等

- ・ 自転車等駐車場における自動二輪車の柔軟な受け入れの要請
- ・ 余剰となる乗用車駐車施設について、自動二輪車のための駐車施設への転用等の検討の要請
- ・ 地方公共団体の駐車場担当国会議（毎年開催）や、地方公共団体駐車場関係会議等における働きかけ、優良事例の周知等
 - ▽ 平成22年と平成23年に、自転車駐輪場で自動二輪車を受け入れるための取組推進を図るよう通知
 - ▽ 平成30年に、余剰駐車場の自動二輪車用への転用等含め、自動二輪車の駐車対策を図るよう通知
 - ▽ 令和5年4月に、自動二輪車駐車施策を含む、「まちづくりにおける駐車場施策ガイドライン（第2版）」の発出等
 - ▽ 令和6年11月に、改正道路交通法施行規則に基づく新基準原付の駐車環境の整備に関する取組と併せて自動二輪車駐車対策の推進を図るよう通知
 - ▽ 令和7年3月に、既存の余剰附置義務駐車施設を自動二輪車用等の不足する車種用への振替を容易化する規定を盛り込んだ標準駐車場条例（条例制定時の参考）を通知

(3) 予算による支援

- ・ 自転車等駐車場・自動車駐車場の整備・改良に対して社会資本整備総合交付金等により支援

注1 駐車場の箇所数及び台数は、都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車施設、路上駐車場の合計値。

注2 専用は、自動二輪車のみが駐車可能なスペース。

注3 併用は、自動二輪車及び自動車（四輪車）がともに駐車可能なスペース。

2. 共同住宅に対する自動二輪車等駐車施設の附置を求めている自治体

- 51都市の条例等において、共同住宅への自動二輪車等用の駐車施設の附置を求める。
 - なお、駐車場法等による商業施設等への自動二輪車駐車場の附置義務導入自治体は11都市となっている。
- ※ 商業施設と共同住宅の両方に附置を求めている都市は4都市（太字）

条例により自動二輪車等駐車施設の附置を求めている自治体

宮城	仙台市	千葉 (3)	市原市	神奈川 (5)	川崎市	大阪 (3)	大阪市
秋田	秋田市		浦安市		平塚市		吹田市
茨城	つくばみらい市		富里市		藤沢市		熊取町
埼玉 (9)	所沢市	新宿区	海老名市		兵庫 (3)	神戸市	
	入間市	文京区	座間市			三木市	
	和光市	墨田区	坂祝町	川西市			
	北本市	品川区	野洲市	福岡 (4)	北九州市		
	坂戸市	目黒区	湖南省		福岡市		
	幸手市	大田区	城陽市		新宮町		
	吉川市	世田谷区	長岡京市	苅田町	大分	別府市	
伊奈町	北区	木津川市					
吉見町	板橋区						
東京 (14) ※うち 特別区11		足立区					
		江戸川区					
		三鷹市					
		小平市					
		国分寺市					

出典：国交省から自治体への調査結果等（R6）

※オレンジは東京都特別区・緑は東京市部、青は政令市・県庁所在都市

※太字は駐車場法に基づく、自動二輪車駐車施設の附置義務条例を導入している都市（4都市）

駐車場法に基づく自動二輪車附置義務適用：

1 1 都市（令和6年3月現在）

- ・塩竈市(H19. 2. 22 施行)
- ・横浜市(H19. 12. 1 施行)
- ・川崎市(H20. 4. 1 施行)
- ・大阪市(H20. 6. 1 施行)
- ・さいたま市(H21. 4. 1 施行)
- ・川越市(H24. 7. 1 施行)
- ・京都市(H26. 10. 1 施行)
- ・神戸市(H27. 12. 18 施行)
- ・福岡市(H29. 4. 1 施行)
- ・那覇市(R2. 1. 1 施行)
- ・千葉市(R5. 4. 1 施行)

※自動二輪車の駐車場法に基づく附置義務は、特定用途の床面積が一定規模を超える建築物に対して適用される。例えば、特定用途の床面積が1500m²を超える建築物については、延床面積に応じた台数分の自動二輪車専用スペースを設けることが義務化されている。この義務は、千葉市が2023年4月に施行した自動二輪車駐車施設の附置義務化に伴い、実現された。

※特定用途（千葉県HP）

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/hokenjo/kankyo/documents/building_youto.pdf

3. 駐車場整備（自動二輪含む）に関する主な国土交通省の支援策

事業名	対象・概要	補助率等	
		自治体	民間事業者
都市・地域交通戦略推進事業 （個別補助制度） （社会資本整備総合交付金） （防災・安全交付金）	都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担が図られた交通体系を確立することを目的に、地方公共団体が策定した「立地適正化計画」、「低炭素まちづくり計画」等において位置づけられた駐車場の整備に対する支援。	対象事業費の 1/3 等	（間接交付） 国：1/3 地：1/3 民：1/3
		※概ね100台以上の駐車場を対象とし、対象事業費は整備に要する費用の4分の1に相当する額とする。	
都市構造再編集中支援事業 （個別補助制度）	「立地適正化計画」に基づき、都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的に、市町村が策定する「都市再生整備計画」に位置づけられた駐車場の整備に対する支援。	<都市機能誘導区域内等> 対象事業費の1/2	（間接交付） <都市機能誘導区域内等> 国：1/3 地：1/3 民：1/3
		<居住誘導区域内等> 対象事業費の45%	<居住誘導区域内等> 国：9/30 地：11/30 民：10/30
※概ね500台の駐車場の整備に要する費用を限度とし、対象事業費は整備に要する費用の4分の1に相当する額を限度とする。			
都市再生整備計画事業 （社会資本整備総合交付金） （防災・安全交付金）	市町村が策定する「都市再生整備計画」に位置づけられた駐車場の整備に対する支援。	対象事業費の 4/10 等	（間接交付） 国：4/15 地：6/15 民：5/15
		※概ね500台の駐車場の整備に要する費用を限度とし、対象事業費は整備に要する費用の4分の1に相当する額を限度とする。	

4. 多様なモビリティの駐車環境の確保（自動二輪車、原付等）

昨年（令和7年）5月に公表された「まちづくりにおける駐車場政策のあり方検討会 とりまとめ ～持続可能なまちづくりと都市交通の実現に向けた 駐車場マネジメントの推進のためのガイドライン～」に、多様なモビリティの駐車環境の確保（自動二輪車、原付等）がある。それは次の2点を強調している。

- ・自動二輪車の駐車場については、附置義務条例の制定や自転車等駐車場での受入により、着実に増加しているが、大都市部を中心に不足しているという声もある。
- ・また、特定小型原付や新基準原付など、新たな車両への対応も求められることから、自転車等駐車場施策と連携して、多様なモビリティの駐車環境の確保について、総合的かつ計画的に取り組んでいく必要がある。

加えて、「多様なモビリティの駐車環境の確保の観点から、事前の情報発信や、各駐車場において利用可能な車種・利用条件（時間貸・月極等）・満空情報を入口等において分かりやすく表示するなど、利用者への駐車場情報の提供も重要である」と指摘している。

<自動二輪車駐車場のニーズ>

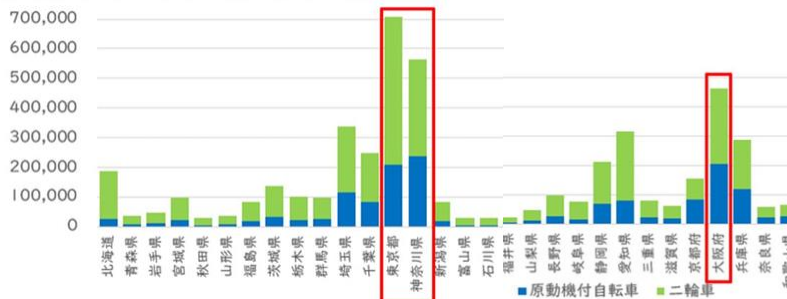
- ・日本二輪車普及安全協会「バイク駐車場、ここにつくって！要望フォーム」の駐車場リクエストデータによれば、バイク駐車場の都道府県別の設置要望数が多い都道府県は、東京都、神奈川県、大阪府が上位となっている。

- ・駐車場が必要な場所については自宅近辺が 55.3%、駅が 33.7%、施設が 11.0%（2023年）。

◆都道府県別要望件数（令和5年度）

都道府県	月極	時間貸	総計
1 東京都	189	81	270
2 神奈川県	114	32	146
3 大阪府	56	33	89
4 埼玉県	47	12	59
5 千葉県	42	13	55
合計	448	171	619

■都道府県別の自動二輪車保有台数



<地方公共団体等による取組例>

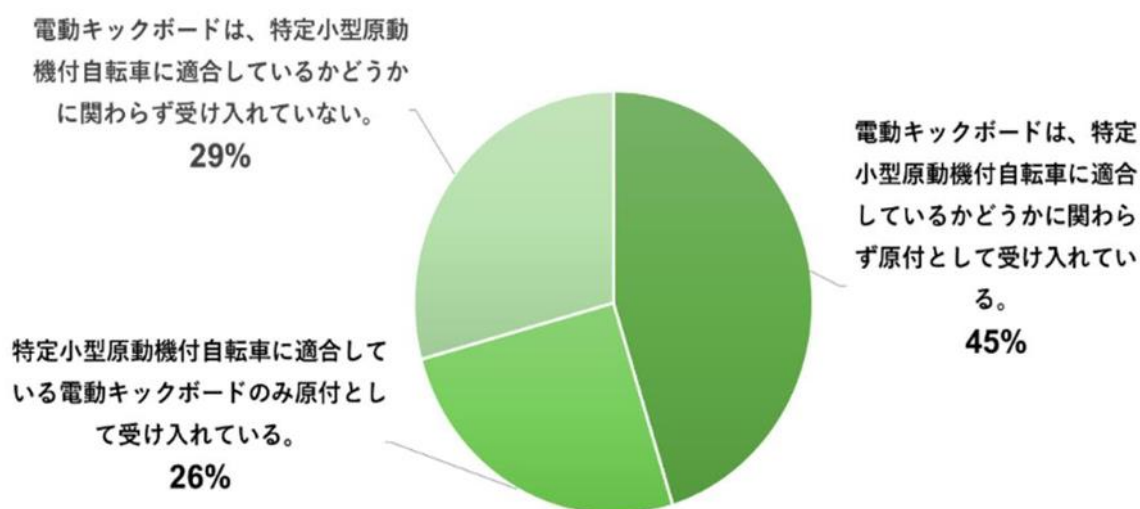
都市名	京都市	新宿区	千代田区	大田区
計画の名称	京都市駐車場整備地区における駐車場整備計画（平成22年6月）	新宿区駐車場整備計画（平成23年4月）	千代田区駐車場計画（令和3年7月）	大田区駐車場計画（蒲田地区）（令和6年10月）
自動二輪に関する記載（地域課題等）	<p>都心部では、駐車施設の需給バランスを図れる状況にあるが、自動二輪車の駐車施設が少ないため自動二輪車の路上駐車が問題となっている…。</p> <p>したがって、自動二輪車や荷捌き車両に対応するための駐車施設の改善、…、既存の駐車施設の有効活用、効率的利用を行う。</p>	<p>新宿区は、日本最大の繁華街である歌舞伎町をはじめ、大規模な商業施設を抱えるとともに、大学や専門学校等も多く、自動二輪車の駐車需要が発生しやすい環境。</p> <p>一方で、…、民間駐車場の整備が進捗しないこともあり、放置駐車が蔓延する状況となっている。…そこで、地区の課題に応じた自動二輪車の駐車スペース確保を積極的に進め、駐車場への利用を促進していくこととする。</p>	<p>二輪車用駐車場は附置義務駐車場の対象外であること等が影響し、駐車場が不足している地域があります。</p> <p>また、駐車施設の整備量は鈍化傾向にあることから、地域の実情に応じて、二輪車用駐車場の量的な確保を図っていく必要があります。</p>	<p>収容台数に占める需要台数の割合をみると、最も高い地区で320%、駐車場整備地区全体では149%であり、需要台数が収容台数を上回っています。</p> <p>路上駐車による通行の阻害や景観の悪化を防ぐため、需要台数に対して収容台数が不足している地区を中心に駐車施設を確保し、路上駐車を削減していく必要があります。</p>
自動二輪車関係施策	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の駐車施設を有効に活用する施策 ● 既存駐車施設から自動二輪車駐車施設への転用 ● 自動車利用（駐車需要）の抑制や既存駐車施設の有効活用を図ったうえで必要となる自動二輪車等の駐車施設を確保する施策 ● 自動二輪車駐車施設の附置義務制度の適用 	<p>(1) 整備に関する基本施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 駐車場法に基づく附置義務制度の導入検討 2) フリッジ部への駐車場の集約整備の推進 3) 既存駐輪場などの利活用 4) 道路空間を活用した自動二輪車駐車スペースの整備 <ol style="list-style-type: none"> i. 道路占用による整備 ii. 道路附属物としての整備 5) 既存駐車場における受入れ要請 6) 助成金活用による民間駐車場の整備促進 7) 二輪車用パーキング・チケットの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設立地に伴う自動二輪車用駐車場の整備 ● 自動二輪車用駐車場が不足する地域では、自動二輪車用駐車場の整備を促進するために、附置義務制度や地域ルールを活用等を検討。 ● 既存駐車場の活用 ● 乗用車用駐車場の整備量が駐車需要を上回っている現状を踏まえ、既存の乗用車用駐車場の一部を自動二輪車用駐車場として活用する方策を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動二輪車等用駐車施設の確保 ● 不足している需要台数を補い路上駐車を解消するため、建築物を新築する際にはその用途に応じた駐車施設の確保を促すとともに、再開発等と連携して地域の駐車需要に貢献する施設の導入を推進します。 ● また、今後の社会情勢も見据えながら地区の需要に対応できる駐車施設が不足する場合は、既存駐車施設の余剰分を自動二輪車等用駐車施設に転用するなど、駐車施設の確保に向け柔軟な整備を誘導します。

4. 今後の課題

以上みてきたように、自動二輪車等駐車場の課題は大都市、中でも東京の課題である。条例により自動二輪車等駐車施設の附置を求めている自治体は、特別区は都心区を中心に11区あるものの。多摩地域は三鷹市、小平市、国分寺市の3市に過ぎない。

また、特定小型原付や新基準原付、電動キックボードなどの新たな課題もあり、条例を制定済みの自治体も含め、検討課題への対応が求められる。

▼電動キックボードの受入状況



※令和5年度自転車駐車施策に関するアンケート調査（国土交通省都市局）

<参考資料>

■国土交通省 都市局 街路交通施設課 令和7年5月

<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001888733.pdf>

■まちづくりにおける駐車場政策のあり方検討会 とりまとめ ～持続可能なまちづくりと都市交通の実現に向けた 駐車場マネジメントの推進のためのガイドライン～
令和7年5月

<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001890534.pdf>